

FC 藤沢 会員規約

第一条【名称】

本サッカークラブ（以下「本クラブ」という）は、FC 藤沢と称する。

第二条【所在地】

本クラブは、事務所を〒252-0816 神奈川県藤沢市遠藤 1457 に設置する。

第三条【目的】

本クラブは、

- 1) 神奈川県の資質ある中学生のサッカー技術の向上と中学生としての自覚を養い健全な心身の育成
- 2) 一つの社会団体として交流の場となり地域に根差したスポーツ文化の発展、活性化への付与
- 3) 個人の成長に合わせた指導による、心身の優れた世界に通用する個性豊かなサッカー選手の育成を目的とする。

第四条【入会資格および入会手続き】

本クラブに入会できる者は、

- 1) 神奈川県在住の中学入学年齢以上で心身ともに健康である
- 2) 保護者も本規約に準ずることを承諾し所定の方法で入会諸費用を納める
- 3) 本クラブが入会に適すると認めるものとする。

第五条【入会金および諸費用】

会員は別に定める入会金、年会費、月会費、およびその他の諸費用を所定の方法で納めなければならない。また一旦納入した諸費用は理由の如何なるを問わず返還しない。

第六条【会費の滞納】

会員が会費を2ヶ月分以上滞納した場合は、本クラブはその会員に対する指導を停止し、またはその会員を退会させることができる。

ただし、事前に本クラブの認証を得ているときはこの限りではない。

第七条【遵守および禁止事項】

本クラブの会員は、

- 1) 入会の際に、所定の「承諾書」に親権者が記名捺印のうえ本クラブに提出する
- 2) 本規約および本クラブの諸規約を遵守する
- 3) 本クラブの指導指針および各コーチに従う
- 4) 会員は、本クラブに選手登録するものとし、他の団体との二重登録をしない
- 5) 他チームへの移籍やクラブチームへの移籍については、必ず代表（宮治）に連絡する
- 6) 本クラブの秩序・風紀を乱す行為、その他クラブの名誉または利益を害する行為をしない

第八条【練習日程および期間】

本クラブの練習および指導は、別に定める日程および期間に基づき実施する。
ただし、悪天候・交通機関の途絶または練習場のやむをえない事由が生じた場合には、事前に連絡することにより、変更または休止する。

第九条【保険】

会員は入会と同時に本クラブが指定するスポーツ安全保険に加入しなければならない。

第十条【除名】

本クラブは会員が、

- 1)本規約に違反した
- 2)刑罰法規に抵触する行為を行った
- 3)会費を二ヶ月以上滞納した

以上の事項のいずれかに該当した場合は、直ちに除名することができる。

第十一条【指導者への報酬】

指導者は、本クラブから一定の報酬を受ける。

第十二条【事故】

活動の際（集合・および活動時・解散まで）の不慮の事故および交通事故については、本規約第九条に定める障害保健に加入しその範囲で保障する。

本クラブおよび指導者・引率者等に一切責任を問わない。

第十三条【改正および細則】

本クラブは、必要に応じ随時本規約を改正することができるとともに、本規約に定めのない事項についての細則を定めることができる。

第十四条【施行】

本規約は、平成 22 年 7 月 6 日から施行する。

2010 年 7 月 1 日 制定